

これだけは知っておきたい犯罪被害者等の人権

正しく知ることが相手を思いやることにつながります



一人ひとりの人権を尊重するまちづくり
～ よく生き合おう ～

日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

◇ 「犯罪被害者等」とは

私たちは、誰でも幸福に生きる権利をもっており、それは憲法でも保障されています。

しかし、世の中には犯罪事件や交通事故等によって、ある日突然幸福に生きる権利を奪われてしまうことがあります。幸福に生きる権利が奪われるのは被害者本人だけではありません。家族や遺族等の平穏な生活を侵害することもあります。そのため、法律などでは、「犯罪被害者等」という言葉が用いられています。

犯罪被害者やその家族は、一部の特別な人ではありません。明日、あなたやあなたの家族が犯罪に巻き込まれないとも限りません。

◇ 犯罪被害者やその家族の人権侵害

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症による精神的負担や身体の不調、医療費の負担や失業・転職による経済的困窮、さらに、捜査や裁判過程における精神的・時間的負担等に苦しんでいます。そのうえ、過剰な取材や報道、興味本位なうわさや心ない中傷、インターネット上の悪意の書き込み等によって名誉を傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりする等、精神的苦痛にさらされることもあります(このような被害を「二次的被害」と呼んでいます)。このように、平穏な生活を送る権利が侵害されてしまいがちな状況にあります。

◇ 犯罪被害者やその家族の人権を守る制度

犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るために、2005(平成17)年には『犯罪被害者等基本法』が施行されました。また、犯罪被害者等やその支援に関わる人からの具体的な要望によって、犯罪被害者等の権利を総合的に保障する『犯罪被害者等基本計画』が策定されました。

尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、国民の総意を形成しながら展開されることなどの4つの基本方針と「損害回復・経済的支援」や「支援のための体制整備」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保」など5つの重点課題を定め、それにかかわる様々な具体的政策が着実に施行されています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」

◇ 公益社団法人「ぎふ犯罪被害者支援センター」

「ぎふ犯罪被害者支援センター」は、犯罪や交通事故の被害者やその家族をサポートする機関です。岐阜県公安委員会から、被害者支援を適正に行うことができる法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、電話相談や面接相談、病院・警察・裁判所等への付き添いなどを無料で行っています。

警察からセンターへの情報提供は、被害者やその遺族の同意を得て行われ、守秘義務もあります。安心してご利用ください。



ぎふ犯罪被害者支援センター
シンボルマーク「こころっぴー」

◇ 犯罪被害者やその家族を支える、私たち一人一人の理解と対応

社会的な関心の高まりや関係者の努力により、犯罪被害者やその家族に対する配慮や保護などの支援体制は改善されてきました。

しかし、制度面の改革だけでなく、

私たち一人ひとりが犯罪被害者等に対する理解を深め、無責任なうわさや興味本位の報道が生じないように、人権に配慮していくことが大切です。

